

別紙

諮問第606号、第618号

答 申

1 審査会の結論

「指導経過記録票」を一部開示とした2件の決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私と児童相談所とのやり取りが記述された指導経過記録票」の開示請求（以下「本件開示請求1」という。）に対し東京都知事が平成29年8月25日付けで行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定1」という。）及び「平成〇年〇月〇日以降私と児童相談所とのやり取りが記載された指導経過記録票」の開示請求（以下「本件開示請求2」という。）に対し東京都知事が同年9月7日付けで行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定2」という。）について、それぞれその取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 審査請求書

日本国憲法13条、21条、知る権利、表現の自由、幸福追求権の侵害であるから、本件処分は違法、不当である。

イ 意見書

(ア) 非開示の理由に関して反論

本件は相談支援援助に関して支障を及ぼすとは、個人の名が出て審査請求人が本件の内容を確認に行き、訂正を求めることが支障を及ぼす可能性があることを示唆している。

それが、審査請求人がその者に暴力行為を働くことはあり得ない。審査請求人は仕事上欠格事由があり、万が一行為に及べば、刑法で処罰され、仕事を失うため、支援援助者には安全であることは担保される。

ただし、審査請求人が恐れるのは、児童相談所が誤った情報を記載することであり、記録が誤っているならば、訂正する事由があるため、条例18条にて訂正を請求できる。

#### (イ) 子の意向申書について

〇〇（以下「本児」という。）による個人情報の開示請求に関して、上申書にて本児は審査請求人に対して開示を求めている。

児童相談所の相談援助活動に適正な支障が生じるとは、記載内容が一職員の心証にて誤認を容認する内容を認めたものではない。本件は公平ということを基準にするならば、条例18条にて訂正を請求する事由は認められている。

形骸化を恐れるが、本件は児童相談所の職員が子の福祉を司の矜持を持ち、責任を持ち記載しているならば恥じることもなく、隠すこともなく堂々と明らかにするべきと思う。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

#### (1) 諮問第606号

##### ア 請求に係る保有個人情報の内容

別表1に掲げる本件対象保有個人情報1から3までの指導経過記録票。ただし、開示請求者と児童相談所とのやり取りの記述に限る。

##### イ 非開示部分及び理由

別表2に掲げる非開示部分について、次のとおり非開示とした。

非開示部分には、開示請求者とのやり取りの中での、実施機関の担当職員の見解を記載している。

これらの記録は単なる事実の記載ではなく、実施機関が行った評価、判断であると言える。当該情報を開示した場合、開示請求者との間に誤解や認識の相違が生じ、そのために今後の相談援助活動に支障が生じるおそれがある。

また、児童相談所では、児童や保護者等の抱える問題の性質や生活環境等について、様々な職種の職員が専門的知見に基づいて分析し、それらの情報を集約して最善の援助方針を検討した上で、相談援助活動を実施している。上記の非開示部分に記載された内容を明らかにすると、児童相談所の業務運営や相談内容についての評価、判断の過程や基準が明らかとなり、児童相談所の相談援助活動の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

さらに、このような情報を開示することが前提となると、児童相談所の職員が今後、指導経過記録票を作成するに当たり、児童や保護者の意向等を考慮するあまり、記載内容が消極化、形骸化し、一貫性のある援助等を実施することが困難となるおそれがある。

したがって、上記非開示部分を開示することは、児童相談所における本件対象児童に関する相談援助活動及び今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

## (2) 諮問第618号

### ア 請求に係る保有個人情報の内容

別表1に掲げる本件対象保有個人情報1及び3の指導経過記録票。ただし、平成〇年〇月〇日以降の開示請求者と児童相談所とのやり取りの記述に限る。

### イ 非開示部分及び理由

別表2に掲げる非開示部分について、次のとおり非開示とした。

非開示部分には、開示請求者とのやり取りの中での実施機関の担当職員の見解、児童相談所内部での協議や連絡調整の内容を記載している。

これらの実施機関の評価、判断に関わる情報を開示した場合、開示請求者との間に誤解や認識の相違が生じ、そのために今後の相談援助活動に支障が生じるお

それがある。

また、児童相談所では、児童や保護者等の抱える問題の性質や生活環境等について、様々な職種の職員が専門的知見に基づいて分析し、それらの情報を集約して最善の援助方針を検討した上で、相談援助活動を実施している。上記の非開示部分に記載された内容を明らかにすると、児童相談所の業務運営や相談内容についての評価、判断の過程や基準が明らかとなり、児童相談所の相談援助活動の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

さらに、このような情報を開示することが前提となると、児童相談所の職員が今後、指導経過記録票を作成するに当たり、児童や保護者の意向等を考慮するあまり、記載内容が消極化、形骸化し、一貫性のある援助等を実施することが困難となるおそれがある。

したがって、上記非開示部分を開示することは、児童相談所における本件対象児童に関する相談援助活動及び今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年12月18日	諮問（諮問第606号）
平成30年 1月30日	諮問（諮問第618号）
平成30年10月23日	新規概要説明（第188回第二部会）
平成30年11月 7日	実施機関から理由説明書收受（諮問第606号及び第618号）
平成30年11月20日	審議（第189回第二部会）

平成30年12月11日	審査請求人から意見書收受（諮問第606号及び第618号）
平成30年12月25日	審議（第190回第二部会）
平成31年 1月24日	審議（第191回第二部会）
平成31年 2月22日	審議（第192回第二部会）

## （2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 審議の併合について

諮問第606号及び第618号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が同様であることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

### イ 児童相談業務等について

#### （ア）児童相談所について

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）2条3項は、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と規定し、法12条1項で都道府県が児童相談所を設置する義務を定め、同条2項において児童相談所の主たる業務を定めている。

また、都における児童相談所は、東京都児童相談所条例（昭和28年東京都条例第119号）1条に基づき設置され、東京都児童相談所処務規程（昭和32年東京都訓令甲第39号）に基づき、児童及びその保護者に対する相談援助活動を実施している。

#### （イ）指導経過記録票について

指導経過記録票は、児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）12条

2項に基づき、児童又はその保護者に関して作成する記録であり、当該事案への関与が長期化する場合や担当職員に変更があった場合にも、当該指導経過記録票を通じて一貫性のある援助等を実現するため、児童相談所が対象児童に関する相談を受けた時からの記録を記載するものである。

ウ 本件対象保有個人情報について

本件開示請求1の趣旨は、児童相談所と審査請求人とのやり取りが記述された指導経過記録票の開示を求めるものである。実施機関は、本件開示請求1に係る対象保有個人情報として、別表1に掲げる本件対象保有個人情報1から3までのうち、開示請求日までの記録を特定し、このうちの別表2に掲げる本件非開示情報1が条例16条6号に該当するとして、当該部分を非開示とする一部開示決定を行った。

本件開示請求2の趣旨は、平成〇年〇月〇日以降の児童相談所と審査請求人とのやり取りが記述された指導経過記録票の開示を求めるものである。実施機関は、本件開示請求2に係る対象保有個人情報として、別表1に掲げる本件対象保有個人情報1及び3のうち、平成〇年〇月〇日から開示請求日までの記録を特定し、このうちの別表2に掲げる本件非開示情報2及び3が条例16条6号に該当するとして、当該部分を非開示とする一部開示決定を行った。

エ 条例の定めについて

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

オ 本件非開示情報1から3までの非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1及び2について

実施機関の説明によると、本件非開示情報1及び2は、開示請求者とのやり取りの中での実施機関の担当職員の見解が記載されており、これらの記録は単なる事実の記載ではなく、実施機関が行った評価、判断であるとのことである。

審査会が見分したところ、本件非開示情報 1 及び 2 には児童相談所が行った面接等を通じて把握した情報やそれに基づく判断等が記載されており、これらの情報を開示することにより、開示請求者との間に誤解や認識の相違が生じ、今後の相談援助活動に支障が生じるとする実施機関の説明には、相当の合理性が認められる。

したがって、本件非開示情報 1 及び 2 は条例16条 6 号に該当するため、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報 3 について

実施機関の説明によると、本件非開示情報 3 は、児童相談所内部での協議や連絡調整の内容が記載されており、当該記録は、実施機関の評価、判断に関する内容であるとのことである。

審査会が見分したところ、本件非開示情報 3 には、児童相談所の業務運営についての判断の過程が記載されており、当該情報を開示することが前提となると、児童相談所の職員が今後、指導経過記録票を作成するに当たり、児童や保護者の意向等を考慮するあまり、記載内容が消極化、形骸化し、一貫性のある援助等を実施することが困難となるおそれがあるとする実施機関の説明には、相当の合理性が認められる。

したがって、本件非開示情報 3 は条例16条 6 号に該当するため、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二

別表 1

本件対象保有個人情報	対象保有個人情報
1	受付番号〇〇の指導経過記録票
2	受付番号〇〇の指導経過記録票
3	受付番号〇〇の指導経過記録票

別表 2

諮問番号	本件対象 保有個人情報	対象箇所	非開示部分	本件 非開示情報
第 6 0 6 号	1	1 平成〇年〇月〇日 午前〇時〇分	【詳細】欄 の一部	1
		2 平成〇年〇月〇日 午後〇時〇分	【詳細】欄 の一部	
第 6 1 8 号	1	1 平成〇年〇月〇日 午後〇時〇分	【要旨】欄 の一部	2
			【詳細】欄 の一部	
	2 平成〇年〇月〇日 午後〇時〇分	【詳細】欄 の一部		
	3	3 平成〇年〇月〇日 午後〇時〇分	【要旨】欄 の一部	
			【詳細】欄 の一部	
4 平成〇年〇月〇日 午後〇時〇分	【詳細】欄 の一部			
5 平成〇年〇月〇日 午前〇時〇分	【詳細】欄 の一部	3		